

2023年5月版
PTAのしおり

PTAのしおり



2023年5月版
大田区立雪谷小学校PTA

目 次

はじめに	1
雪谷小学校PTAとは	1
雪谷小PTA組織図	2
附則：組織図の解説	3
PTA組織運営	4
1. 会員	4
1. 1. 会費	4
1. 2. PTA総合補償制度	4
2. 総会	4
3. 役員会	4
4. 会計監査	4
5. サポートーズミーティング	5
6. 雪小サポーター	5
7. ツドボラ	5
雪谷小学校PTA規約	6
役員選挙規程	9
別表	10
PTA表彰規程・慶弔規程	11
サークル規程	12
雪谷小学校PTAサークル登録・更新申請書	13
雪谷小学校PTA個人情報取扱方針	14
雪谷小学校PTA個人情報取扱規程	15

はじめに

PTAとは、「Parent Teacher Association」の略で、P(親)T(教師)A(会)であり、「保護者と教職員の会」という意味です。

PTAの目的は、「子どもたちの健やかな成長をはかること」にあります。そのため、保護者と教職員が同じ会員として協力し合い、学校、家庭及び地域社会における教育について理解を深め、教育の振興に努めるとともに、子どもたちの校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実を図るためのさまざまな活動をおこないます。

子どもの教育において、学校、家庭、社会がそれぞれ役割を分担し、協力し合う体制が必要です。この協力体制は、よりよい地域の教育環境をつくりあげるもので、PTAの役割は大切な位置づけとなっています。

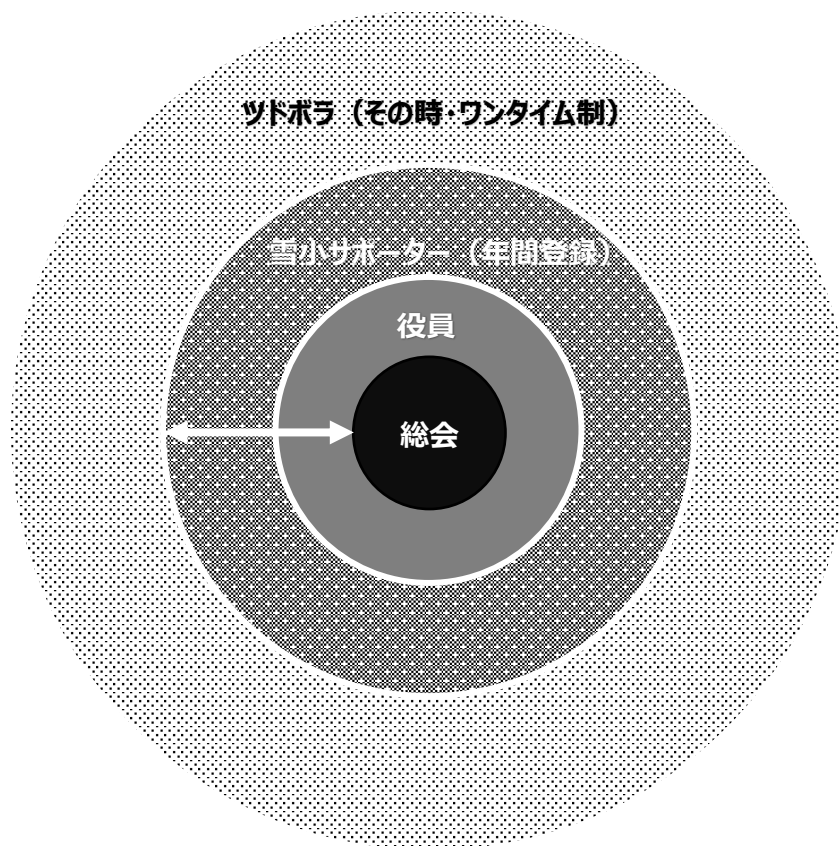
雪谷小学校PTAとは

雪谷小学校PTAは、昭和27年7月にPTA創立総会をもち今日に至っています。

雪谷小学校では、子どもが入学するとその保護者はPTA会員となり、PTA活動に参加していただいています。

本書にて、雪谷小学校PTA活動の概要を記載していますので、皆さんの活動の手引きとしていただければ幸いです。

雪谷小学校PTA組織図



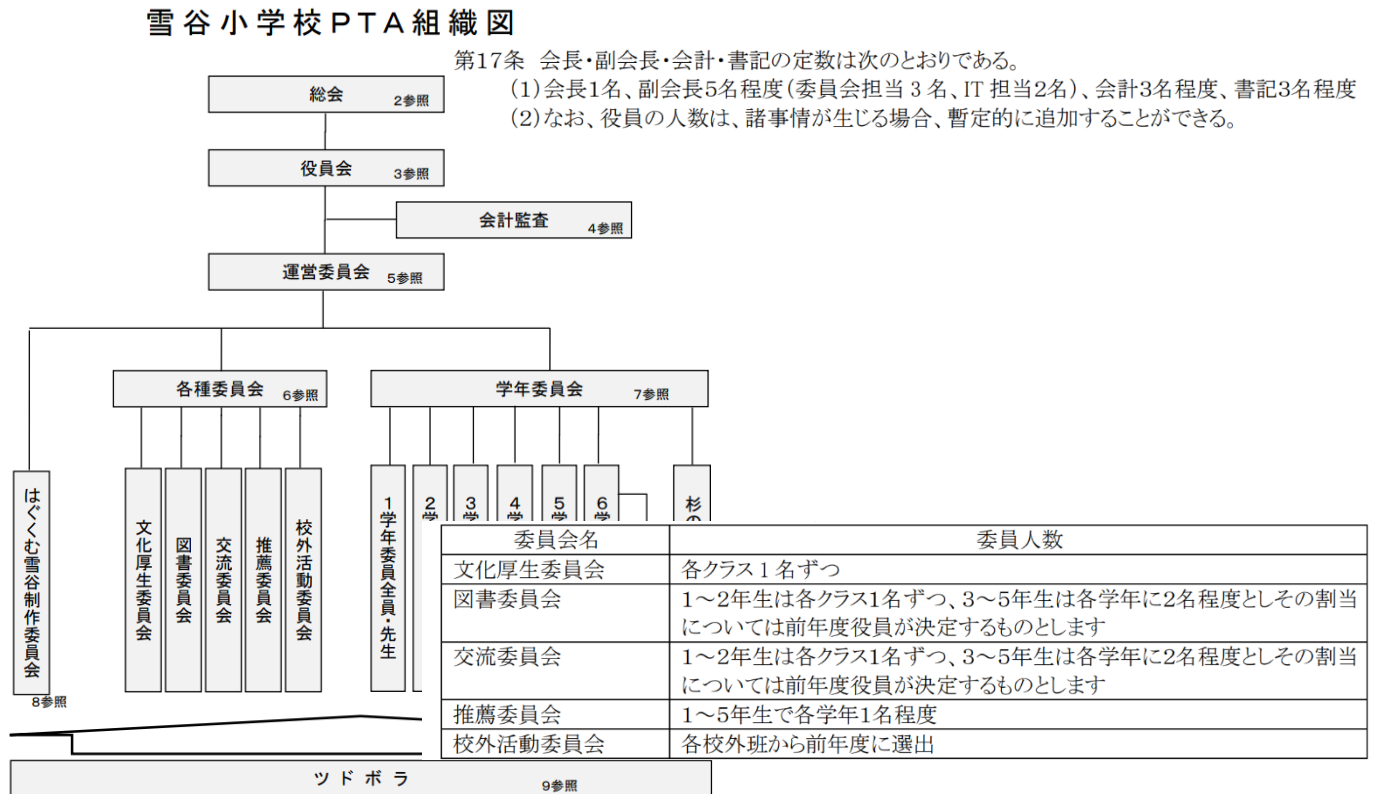
- * サポーターズミーティングの構成 下記 PTA 役員等・雪小サポーター+校長・副校長
- 会長
 - 副会長
 - 会計
 - 書記
 - 雪小サポーター（リーダー・サブリーダー等）

附則:組織図の解説

【現状と改定（ミナオシ）後の雪小 PTA のイメージ図】

現状 ※2021年5月版 雪小 PTA のしおり抜粋

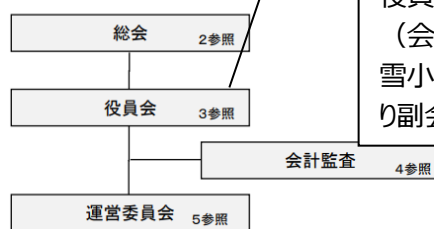
2021年5月版
PTAのしおり



現状の組織図に改定（ミナオシ）後を反映させると

2021年5月版
PTAのしおり

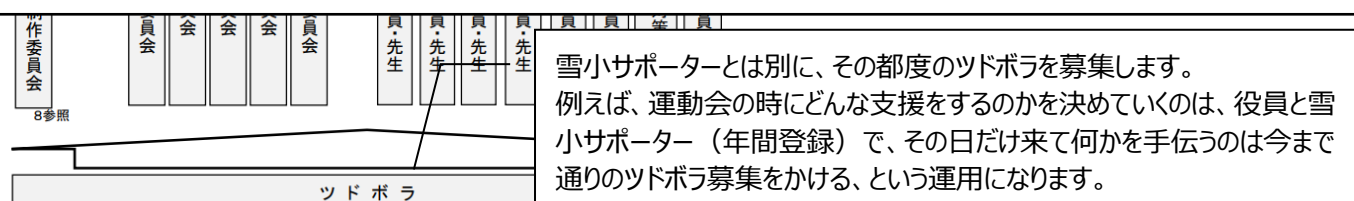
雪谷小学校PTA組織図



役員体制は、スムーズな移行とするために基本的には現行の体制（会長・副会長・書記・会計・会計監査）はそのまま、副会長が雪小サポーターの運用をサポート・先導していくこととし、2022年度より副会長を2名増員しています。

現行の委員会全てを、委員会としてではなくやる“コト”として雪小サポーター（年間登録）で担います。例えば、ベルマーク担当や学校図書館担当など。今まで委員会に割り振っていた学校行事のサポートについては、ツドボラを募集するなどして“できるひとが、できるときに、できることを”を実践します。

すでに雪小は、かつての改革によって役割はかなり整理されているので、業務のみの担当とするのは難しくありません。義務感のないPTAを目指しますが、当面は全保護者を対象に割り当てをすることも出てきます。※杉の子学級などの免除規定はそのまま、割り当てられてもご家庭のご事情等により出来ないなどは加味し、厳しい義務感ではないPTA活動としていきます。なお、全保護者割り当ての役割については、現行と同じく役員や雪小サポーターに対して免除項目を設定します。



雪小サポーターとは別に、その都度のツドボラを募集します。例えば、運動会の時にどんな支援をするのかを決めていくのは、役員と雪小サポーター（年間登録）で、その日だけ来て何かを手伝うのは今まで通りのツドボラ募集をかける、という運用になります。

PTA組織運営

雪谷小学校PTA(以下「PTA」と称す)の運営は、次のように構成されます。

1. 会員

雪谷小学校児童の父母、又はこれに代わる人(以下「保護者と称す)と雪谷小学校に勤務する職員及び学校長(以下「職員」と称す)です。入会に際し本会の主旨(PTA規約)にご賛同の上、本校の保護者及び職員の皆様は全員ご加入ください。

1. 1. 会費

PTA会費は、各委員会活動費、各学級活動費、皆様に配布される印刷物事務用品代、慶弔費、PTA総合保険掛金、等PTA活動に必要な経費をまかさないです。1家庭年間3,000円、職員年間1,000円としています。納入方法は、ゆうちょ銀行口座からの自動振替とし、年度当初にお知らせした時期に1年間分の会費を納入して頂きます。

・PTA総会日以降の転入生の場合は、転入時に下記金額にて現金で納入して頂きます。

1学期(4月～7月)迄の転入	3,000円
2学期(8月～12月)迄の転入	2,000円
3学期(1月～3月)迄の転入	1,000円

1. 2. PTA総合補償制度

PTA会員の皆様が活動に安心して参加できるよう、大田区小学校PTA連絡協議会が契約する団体保険に加入しています。PTA活動行事又は、活動に参加するための往復路の事故や、活動に使用した施設や器具の破損に対する補償制度です。

- ・PTAの一括団体加入(PTA会費より一ヶ年一世帯200円程度)
- ・窓口:PTA役員(会長・副会長)

2. 総会

定期総会は、年度の初めに開催されます。この総会は、PTA会員の皆様が参加及び意思表示する最も大切な会であり、PTAで最高の議決機関です。会長が召集し、その運営には運営委員があたります。定期総会の主な内容は下記の通りです。また、必要に応じ臨時総会を開くことができます。

- ・年間の活動方針や事業計画の審議
- ・事業計画に基づく予算の審議
- ・前年度の事業・決算報告
- ・役員、運営委員、学校側委員(先生)の紹介

3. 役員会

PTA役員(会長・副会長・会計・書記)によって構成され、繁忙期となる年度当初は毎月1回程度、その後は2カ月に1回程度開かれます。会長が召集し開催します。主な活動内容は下記の通りです。また、必要に応じ臨時役員会を開くことができ、会長の依頼もしくは校長、副校長の要望により、校長、副校長の出席も可能とします。

- ・年間計画と、予算の立案
- ・PTA全体の運営と活動を円滑にするための議案の審議・調整
- ・運営委員会より委託された事項の検討
- ・PTAを代表し対外的活動の実施
- ・学校行事への協力
- ・各サークル活動への参加申し込みの支援

4. 会計監査

予算の用途について、年2回監査・承認を行います。予算とは、年間の行事計画に基づいて役員会で審議立案し、運営委員会で討議され、総会において承認されたものを指します。

5. サポーターズミーティング

役員及び雪小サポーターをもって構成されます。2カ月に1回程度開かれます。会長がこの会のとりまとめにあたり、校長、副校長にも出席いただきます。主な活動内容は下記の通りです。

- ・総会で決定された事項についての、年間活動計画および推進
- ・役員及び雪小サポーターより提案された事業計画の検討、連絡調整
- ・総会に提出する議案、報告書の作成
- ・学校行事への協力

6. 雪小サポーター

PTA活動を運営するにあたり、自発的に活動をする保護者の総称です。

雪小サポーターは、役員が毎年度定期的に募集し選出されます。募集方法はリアルもしくはオンライン、時期は原則4月、7月、9月、11月、2月とし、原則人数制限は設けないこととします。

活動内容は以下の活動を基本とし、毎年度総会において当該年度の実施について確定させるものとします。年度内でも新規立ち上げ、休止及び廃止等について役員会及びサポーターズミーティングにはかり決定することが出来るものとし、新たに活動する内容や継続が難しくなった活動等がある場合でも柔軟な対応がはかれるものとします。

それぞれの活動については、雪小サポーターからリーダーを1名選出することとし、サブリーダー(複数名可)の設置も出来ることとします。また、各活動について会長、副会長も役員会とのパイプ役として担当を割り振るものとします。

【雪小サポーター活動内容】

- ◎防犯パトロール・日曜校庭開放の取り纏め
- ◎学校図書館のサポート
- ◎ベルマークの運用
- ◎PTA イベント・学校イベントの企画と運用・サポート
- ◎学年ごとの特別授業のサポート
- ◎雪小 kintone サポート(自宅でも出来ることがあります！)
- ◎卒業生の盛り上げ活動
- ◎広報(はぐくむ雪谷など定期発行お便り作成)

雪小サポーターは”Only For Kids” “できるひとが・できるときに・できることを”の理念のもと、相互扶助の精神でお互いの意見・想いを尊重し、活動するものとします。

7. ツドボラ (2020年度に新設)

“その都度出来るボランティア”という意味合いで、“Only For Kids” “できるひとが・できるときに・できることを”の理念で、その年度のPTA等行事に必要な役割や参加される方の総称とします。PTA役員及び雪小サポーター等が企画、立案し、役員又は雪小サポーターを通じて声掛けをして実施するものとします。また、ツドボラは元保護者や地域の方への声掛けも出来るものとします。

雪谷小学校PTA規約 (付記・役員選挙規程)

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は東京都大田区立雪谷小学校PTAと称する。

第2条 本会の事務所は大田区立雪谷小学校(東京都大田区南雪谷三丁目9番23号)内におく。

第2章 目的

第3条 本会は学校と家庭と協力し、雪谷小学校の教育的環境を整備して学校教育を振興し、学校、家庭及び社会における児童の福祉を増進し、あわせて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。

第3章 方針

第4条 本会は下記の諸項を方針とする。

- (1)教育を本旨とする、民主的団体として活動する。
- (2)営利を目的とせず、いかなる政党宗派にもかかわらない。
- (3)児童及び青少年の福祉のために活動する他の社会的な団体及び機関と協力する。
- (4)自由独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉もうけない。
- (5)教員、学校長、教育委員会の委員、区理事者、区議会議員等と、教育問題、学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接学校の管理や教員の人事には干渉しない。
- (6)国及び地方公共団体の、適正な教育予算の充実を図るために努力する。

第4章 事業

第5条 本会の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1)児童の福祉を増進するための事業。
- (2)児童の教育及び保健に関し必要と認められる事業。
- (3)学校と家庭との理解と協力に関する事項。
- (4)教育環境の充実と改善に関する事項。
- (5)文化的教養に関する事項。
- (6)学校給食の改善向上に関する事項。
- (7)その他の目的達成に必要なと認められた事項。

第5章 会員

第6条 子どもが入学するとその保護者はPTA会員となる。

- (1)正会員は雪谷小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる人(以下「保護者と称す)及び雪谷小学校に勤務する職員及び学校長(以下「職員と称す)とする。
- (2)賛助会員は雪谷小学校通学域内に居住し、特に教育に関心を持ち入会を希望する者。

第7条 正会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6章 会計

第8条

1. 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的な寄付金を持って充当する。
2. 会計執行については役員会で審議し、運営委員会で承認を得ること。

第9条 会費の額を決定する場合には、総会の承認を得なければならない。資金獲得の方法及び寄付を求めることを決定する場合は、総会又は運営委員会の承認を得なければならない。

第10条

1. 正会員は会費を納めるものとする。
2. 賛助会員の会費は、別にこれを定める。

第11条 総会において決定された会費は、会員の家庭事情によって減免することができる。本条の施行について会長は総会の議を経て細則を定めることができる。

第12条 本会の会計は4月1日に始まり、翌年の3月31日におわる。

第7章 役員・雪小サポーター・ツドボラ

第13条 役員・雪小サポーター・ツドボラは次のとおりである。

- (1)役員 会長・副会長・会計・書記
- (2)雪小サポーター 雪小サポーターとして選出された保護者

(3)ツドボラ ツドボラとして手を挙げた保護者、元保護者及び地域の方

第14条 会長・副会長・会計・書記の選出は次のとおりである。

(1)会長・副会長・会計・書記は総会において会員中より選出する。選挙規程は別に定める。

第15条 会長・副会長・会計・書記の定数は次のとおりである。

(1)会長1名、副会長5名程度(内、IT担当を2名程度置く)、会計3名程度、書記3名程度。

(2)なお、役員の数人は、諸事情が生じる場合、暫定的に追加することができる。

第16条 雪小サポーターの選出は次のとおりである。

(1)役員が毎年度、原則4月、7月、9月、11月、2月にリアル又はオンラインで募集する。

(2)自薦を基本とするが、他薦による声掛けも可能とする。

(3)原則人数制限は設けない。

(4)雪小サポーターには活動に応じてリーダーを1名選出する。

(5)前号の規定の他、活動に応じてサブリーダーを複数名選出出来るものとする。

第17条 ツドボラは募集のみ行うワンタイム制とする。

第18条 本会に会計監査を置く。

(1)会計監査は総会において2名程度を選出する。選挙規程は別に定める。

第19条 役員は兼任することはできない。

第20条 役員・雪小サポーター・会計監査の任務は次のとおりである。

(1)会長…………… 本会を代表して会務を統括する。

(2)副会長 …… 会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

委員会担当:各種委員会等と役員会との繋ぎ役となる。

IT担当:本会のIT推進に関する企画、実務等を担当する。

(3)会計…………… 本会のすべての金銭の収支を行う。

(4)書記…………… 本会の庶務にあたり、総会ならびに運営委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。

(5)雪小サポーター… PTA活動の企画・立案・実行に尽力し、児童の育成に寄与する。

(6)会計監査… 本会の会計監査を行う。

第21条 役員、雪小サポーター、会計監査の任期は、いずれも1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。補欠専任の場合は前任者の残任期間とする。

第8章 会議

第22条 会議は次のとおりとする。

(1)総会・役員会・サポーターズミーティング。

(2)その他必要に応じて実行委員会を設ける。

第23条 総会は、本会の最高決議機関であり次のことを行う。

(1)年度予算、決算の決議承認、役員及び会計監査の選出、各種事業計画の審議決定、規約の決定及び変更、その他本会の目的達成に必要な事業の審議決定。

第24条 総会は、毎年5月を目処に開くほか、役員会、サポーターズミーティングで必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の要請があった場合、臨時に開くことができる。

第25条 総会の定足数、代理権及び議決権行使等については、次のとおりとする。

1. 総会の定足数は、家庭数の5分の1以上とする。

2. 一家庭一票の代理権を行使することができる。決議は、出席者の過半数の同意を要する。

3. 議決権の行使は、電磁的方法を含む書面議決で行うことができる。

第26条 サポーターズミーティングの任務は次のとおりとする。

(1)年度予算を作り各種の事業計画を立てる。

(2)委員会によって立案された計画を審議検討する。

(3)総会に提出する報告書を作成する。

(4)必要ある場合に特別委員会を設ける。

(5)その他全会員より委任された事務処理をする。

第27条 サポーターズミーティングは、雪小サポーターの半数以上が出席(書面・オンライン・委任状含む)しなければ成立しない。

第28条 サポーターズミーティングは2カ月に1回程度開くほか、必要があれば随時開く。

第29条 総会及びサポーターズミーティングは、会長が召集する。

第30条 役員は、各種会議に出席して発言し、議事に加わることができる。

第31条 各会議の決議はすべて出席者の多数決とし、賛否同数の場合は議長の裁決による。

役員選挙規程

PTA規約第14条により、役員選挙規程を次のとおり定める。

第1条 会員及び副会長、会計、書記、会計監査の候補については、正会員の中より選出する。

第2条 役員候補については総会において承認を受けて当選とする。

附 則

第1条 会長は役員会及びサポーターズミーティングの協議を経て、本規約の施行に関する細則を定めることができる。

第2条 本規約は総会において過半数の同意によって改正することができる。

第3条 学校長は、すべての会議に出席して発言することができる。

第4条 本規約は昭和58年5月14日総会に於いて一部決定し、即日実施する。

本規約は平成 4年3月 6日総会に於いて一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 5年3月 5日総会に於いて一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 6年3月 4日総会に於いて一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 7年3月 3日総会に於いて一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 11年3月 5日総会に於いて一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 12年3月 3日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 17年3月 11日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 24年3月 1日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 25年6月 6日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 26年3月14日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は平成 28年2月10日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は令和 2年7月11日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は令和 3年2月28日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は令和 3年5月23日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は令和 4年3月16日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は令和 4年5月29日総会において一部改定し、即日実施する。

本規約は令和 5年5月28日総会において一部改定し、即日実施する。

別表(第14条、第16条関係)

<p>1. PTA 役員（会計監査は除く）の免除項目について</p>
<p>1.1 PTA役員(会計監査は除く)を引き受けた場合、以下免除となります。</p> <p>(1) 当該児童につき、校庭開放当番・馬看板・防犯パトロールについて、卒業まで免除となります。</p> <p>(2) 現任役員は、任期中兄弟分についても、校庭開放当番・馬看板・防犯パトロールが免除となります。</p> <p>※児童ではなく、家庭を単位として割り当てられる役割については、“当該児童”を“家庭”に読み替えるものとする。</p>
<p>2. 雪小サポーターの免除項目について</p>
<p>2.1 雪小サポーターリーダー・サブリーダーは、任期中当該児童について、校庭開放当番・馬看板・防犯パトロールが免除となります。</p> <p>※児童ではなく、家庭を単位として割り当てられる役割については、“当該児童”を“家庭”に読み替えるものとする。</p>
<p>3. 杉の子学級等からの選出・免除項目について</p>
<p>3.1 杉の子学級の委員については、校長・副校長・担当の先生等と相談し、学級代表等をお願いするものとし ます。</p> <p>3.2 杉の子学級の保護者の方、また他校の特別支援学級及び特別支援学校等にご兄弟をお持ちの方は、校庭 開放当番・防犯パトロール及び馬看板や旗振りなど活動は免除とします。なお、ご協力の申し出がある場合 には参加可能とします。その他、PTA 活動についてご相談がある場合は役員へお申し出下さい。</p>

PTA表彰規程・慶弔規程

1. 表彰規程

1. 1. 教職員の離任式に際しては、花束を贈る。

2. 慶事規程

2. 1. 職員の婚姻に際しては、祝い金として5千円を贈る。
2. 2. 職員の出産に際しては、第1子においては祝い金として5千円を贈る。

3. 弔事規程

3. 1. 児童の死亡の際、香典1万円を供える。
3. 2. 児童の保護者の死亡に際しては、香典1万円を供える。
3. 3. 職員の死亡に際しては、香典1万円を供える。
3. 4. 職員の父母又は子どもの死亡に際しては、香典5千円を供え、弔電を送る。
3. 5. 諸事情により会葬しがたい場合は、役員会で協議し、弔電、その他の方法に変えることができる。

4. 見舞規程

4. 1. PTA会員、児童が火災等の災害にあい、その申し出のあった場合、役員会で協議し見舞金を出す。
4. 2. 職員が病気、怪我で一か月以上欠勤の場合は、見舞金3千円を出す。
4. 3. 保護者が病気、怪我で一か月以上入院し、その申し出のあった場合、見舞金3千円を出す。
4. 4. 児童が病気、怪我で一か月以上入院し、その申し出のあった場合、見舞金3千円を出す。

* 附則

1. 会員以外で、特別事情のある場合は、役員会で協議して決めるものとする。
2. この規程は一部改定し、昭和58年5月14日より施行する。
3. 本規程は平成 7年3月 3日総会において一部改定し、即日実施する。
4. 本規程は平成19年5月31日総会において一部改定し、即日実施する。
5. 本規程は平成25年6月 6日総会において一部改定し、即日実施する。
6. 本規程は平成26年3月14日総会において一部改定し、即日実施する。
7. 本規程は令和4年3月16日総会において一部改定し、即日実施する。

大田区立雪谷小学校PTA サークル規程

- (目的) サークルはPTA会員相互の教養を高め、親睦を図ること。
- (組織) ・本校PTA会員10名以上で構成する。
・本校PTA会員から各サークル責任者(窓口)を選出する。
・元PTA会員も所属することができるが半数未満とする。
- (登録申請) ・活動を継続するサークルについては、毎年2月末までに役員会にサークルの更新登録を申請する。
・新規にサークルを設立する場合は、毎年3月末までに役員会にサークル新設の希望を伝え、4月にサークル部員募集をし、5月の運営委員会で10名以上のメンバーを確認できる申請用紙を提出し承認を受けた上で、総会で承認を受けた後、登録することができる。
- (協力) ・本校施設利用者調整会議に出席すること。
- (支援) ・サークルが学校及びPTA関連の行事に参加する場合はPTAが活動を支援する。
・サークル活動の内容が子どもへの活動に関わるもののみ、PTAが活動費を支給する。
支給額は役員会で審議し、運営委員会で承認を得た上で決定する。
・活動費を支給されたサークルは、使途を役員会に3月までに報告しなければならない。
- (改廃) ・廃部の際には役員会に申請し、総会で報告すること。

* 附則

1. 本規程は平成29年2月8日総会において一部改定し、即日実施する。
2. 本規程は令和3年2月28日総会において一部改定し、即日実施する。
3. 本規程は令和3年5月23日総会において一部改定し、即日実施する。

雪谷小学校 PTA サークル登録・更新申請書

サークル名	
申請の種類	新規登録 ・ 更新登録 (上記のどちらかに○をしてください。)
サークル責任者(窓口)	氏名： 児童の学年・クラス：
連絡先	メール：
	電話：
【メンバー一覧】	
※新規登録の場合に10名以上のメンバーの氏名と児童の学年・クラスを記入すること。 ※更新登録の場合は記入不要。	

雪谷小学校PTA 個人情報取扱方針

- 大田区立雪谷小学校PTAは、PTA 規約第3条に定める目的に則って活動するにあたり、個人の人格尊重の理念の下に、個人情報の保護に関する法令およびその他法令を遵守し、個人情報および匿名加工情報を適切に取り扱います。(なお、匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいいます。)
- 個人情報および匿名加工情報(以下「個人情報等」とします。)の保護に関する責任者を明確にし、規程を制定することにより管理体制を整備します。
- 個人情報は、法令上の要件に従い、あらかじめ本人に通知し、または公表した利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ適切に取得し取り扱います。
- 個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する為、適切な管理をします。
- 個人情報等を第三者に提供する際には、法令に従い必要な措置を講じます。
- 個人情報等の開示、訂正等、利用停止等のご要望及びお問合せ等に対しては、できる限り速やかに対応します。
- PTA役員に対しては、啓発活動を実施して個人情報および匿名加工情報等の適正な取扱いについて周知徹底に努めます。

✍

雪谷小学校PTA 個人情報取扱規程

第1条(目的)

大田区立雪谷小学校 PTA(以下、単に「PTA」という。)が保有する個人情報および匿名加工情報(以下、「個人情報等」という。)の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA が作成・管理する名簿その他の個人情報等のデータベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

第2条(責務)

PTA は、PTA 規約第3条に定める目的に則って活動するにあたり、個人の権利、利益尊重の理念の下に、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報等の保護に努めるものとする。

第3条(管理者)

PTA における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

第4条(取扱者)

PTA における個人情報データベースの取扱者は、PTA 会長が指名する PTA 役員とする。

第5条(秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条(収集方法)

PTA は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条(利用)

1. 取得した個人情報等は、次の目的のために利用する。
 - (1) PTA 会費の集金に関わる名簿作成と集金手続きの実施。
 - (2) PTA 保険事故発生時の PTA 保険金の請求に関わる手続き。
 - (3) PTA 活動に関わる名簿、パトロール表等の作成。
 - (4) PTA 活動に関わる保護者への連絡。(児童の怪我等の緊急連絡、災害時連絡を含む。)
 - (5) 翌年度役員推薦・選出に関わる推薦委員会からの連絡。
 - (6) 広報誌「はぐくむ雪谷」作成。
 - (7) PTA 活動に関係して必要な範囲における大田区立雪谷小学校、大田区(教育委員会や雪谷出張所を含むがそれらに限定されない)又はその他の公的機関への情報提供。
2. PTA は、法令上に特則がない限り、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項によって特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第8条(管理)

1. 個人情報等は管理者の責任の下、取扱者が保管し、適正に管理する。
2. 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、取扱者が適正かつ速やかに廃棄する。
3. 取扱者は、個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第9条(第三者提供の制限)

1. 個人情報は、本条4項の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
2. PTA が個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
 - (1) 第三者の氏名。
 - (2) 提供する対象者の氏名。
 - (3) 提供する情報の項目。
 - (4) 対象者の同意を得ている旨。

3. PTAが第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
4. 本条(第1項、第2項および第3項)の規定は、以下の場合には適用しない。
 - (1) 法令またはこの規則に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために必要がある場合。
 - (4) 国、東京都、大田区、大田区立雪谷小学校又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合。

第10条(開示請求等)

1. PTAは、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
2. PTAは、個人情報の取扱いに関する苦情に対しては、速やかに適切な処理に努めなければならない。

第11条(漏洩等への対応)

1. 個人情報データベースを漏洩又は紛失した恐れがあることをPTA役員が把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
2. 管理者は、速やかに是正措置をとるとともに、漏洩した個人情報データベースの対象者に対する謝罪と是正措置の連絡、必要な面談等を行う。ただし、是正措置については、一般に公正妥当な解決策であれば足りるものとし、必ずしも対象者全員の同意は必要としない。また、是正措置においては、大田区雪谷小学校の名誉を学外の不特定多数に向けて傷つける行為(例えば、謝罪文のweb媒体への掲載等を含むがそれらに限られない。)については、対象者からの強い要請があった場合においても、PTA活動の本旨に照らして行わない。

第12条(研修)

PTAは、PTA役員に対して個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第13条(解釈)

この個人情報取扱規程における用語(例えば、個人情報、個人データ、匿名加工情報、要配慮個人情報などを含むが、それらに限られない)は、特段の記載がない限り、個人情報保護法の定義と同じものとして解釈されるものとする。

第14条(改正)

この個人情報取扱規程の改正は、PTA総会において出席者の過半数の賛成をもって行うものとする。

附則

本規則は、2019年5月13日より施行する。

以上